

会津美里町  
新型インフルエンザ等  
対策行動計画  
《 案 》

令和8年 月

# 目次

第1部 計画策定の趣旨・位置づけ【総論】	P 1
第1章 計画策定の趣旨	P 1
第1節 感染症危機を取り巻く状況	P 1
第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画	P 1
第2章 計画の位置付け（対策の基本項目）	P 2
第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	P 3
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な考え方	P 3
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的	P 3
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	P 4
第3節 対策の時期区分	P 5
第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	P 7
第5節 対策推進のための役割分担	P 9
第2章 新型インフルエンザ等の対策項目と横断的視点	P 12
第1節 本行動計画における対策項目	P 12
第2節 横断的な視点	P 12
第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目【各論】	P 14
第1章 実施体制	P 14
第1節 準備期	P 14
第2節 初動期	P 15
第3節 対応期	P 15
第2章 情報提供・共有・リスクコミュニケーション	P 17
第1節 準備期	P 17
第2節 初動期	P 18
第3節 対応期	P 19
第3章 まん延防止	P 22
第1節 準備期	P 23
第2節 初動期	P 23
第3節 対応期	P 23
第4章 ワクチン等対策	P 24
第1節 準備期	P 24
第2節 初動期	P 26
第3節 対応期	P 27
第5章 保健	P 29
第1節 準備期	P 29
第2節 初動期	P 30
第3節 対応期	P 30
第6章 物資	P 32
第1節 準備期	P 32
第2節 初動期	-
第3節 対応期	P 32
第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保	P 33
第1節 準備期	P 33
第2節 初動期	P 34
第3節 対応期	P 34
第8章 対策に対する町の推進体制	P 37

## 第1部 計画策定の趣旨・位置づけ【総論】

### 第1章 計画策定の趣旨

#### 第1節 感染症危機を取り巻く状況

- (1) 令和元年(2019年)12月末、中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎として集団発生後、世界中に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症(COVID-19)(以下「新型コロナ」という。)は、令和2年(2020年)1月に日本国内で最初の感染者が確認されて以降、福島県内をはじめ本町でも感染の拡大、縮小を長期間にわたって繰り返し、行政のみならず、医療機関や関係団体、事業者等が困難な判断・対応を余儀なくされるとともに、多くの住民が、様々な立場や場面で感染症危機と向き合うこととなった。
- (2) この新型コロナへの対応を通じて、未曾有の感染症危機が、社会のあらゆる場面に影響し、住民の生命及び健康への大きな脅威となるだけでなく、経済や社会生活を始めとする住民生活の安定にも大きな影響を及ぼすものであることが明らかとなり、感染症によって引き起こされるパンデミックに対し、県及び町の危機管理における重大な問題として、社会全体で対応する必要があることを改めて浮き彫りにした。
- (3) 感染症危機は、決して新型コロナ対応で終わったわけではない。次なる感染症危機に備え、平時から感染症危機に対応できる体制を整備し、それを維持していくことが重要である。

#### 第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画

- (1) 国は、新型コロナへの対応の経験や課題を踏まえ、令和6年(2024年)7月、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(以下、「政府行動計画」という。)を全面改定し、それに伴って福島県(以下「県」という。)においても、感染症危機の発生時において迅速かつ的確な対応に向けた準備を計画的に進めるため、学識経験者や市町村、各分野の関係団体等からの意見も踏まえ、「福島県新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下、「県行動計画」という。)が改定された。
- (2) 会津美里町(以下「町」という。)は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)第8条に基づき、「会津美里町新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「本行動計画」という。)を定めるものである。  
なお、従前の「会津美里町新型インフルエンザ等対策行動計画(平成27年3月)」は本行動計画の発効により廃止する。

## 第2章 計画の位置付け（対策の基本項目）

### （1）本行動計画で定める事項

本行動計画は、特措法第8条に基づき国行動計画及び県行動計画の内容を踏まえて必要な事項を定めるものである。

- ① 本行動計画では、必要に応じて県の行動計画で定める13の対策項目の内、本町に必要な7項目について策定するものである。
- ② 各対策項目それぞれの時期区分により【準備期】・【初動期】・【対応期】の各々の期における行動を定める。
- ③ 新型インフルエンザ等対策の実施に関する国・県及びその他の関係機関等との連携に関する事項を定める。

### （2）本町行動計画の推進体制及び進捗管理・見直し

- ① 本計画の見直しについては、国及び県の行動計画の見直しがあった段階で適宜訂正および修正をすることとする。

## 第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

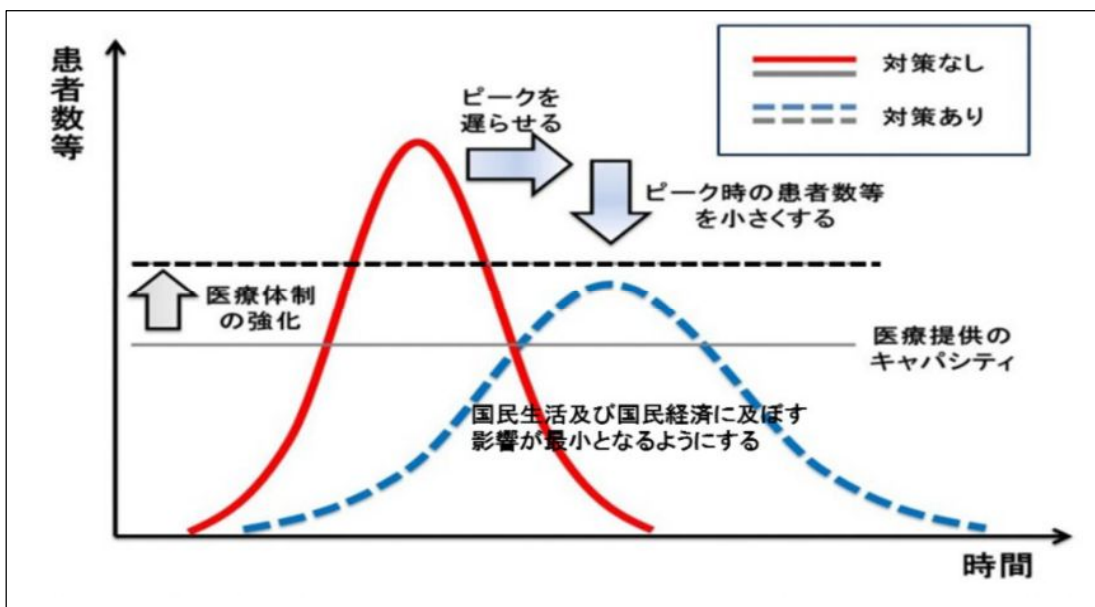
### 第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な考え方

#### 第1節 新型インフルエンザ等対策の目的

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、住民の生命及び健康、住民生活や社会経済にも大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等については、長期的には、住民の多くが患うおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を町の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の3点を主たる対策として講じていく必要がある。

- (1) 発生して即応する対策：ピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- (2) 発生時より継続する対策：医療体制の強化をし、普段より体制と連携の確認をしておく。
- (3) 発生後に全体に広げる対策：感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、住民生活及び社会経済活動への影響を軽減することで患者数の減少を目指す。

※ この対策を即時に柔軟に実施して行動を規制することでパンデミックの早期収束へつなげる。



## 第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

- (1) 新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要がある。過去の新型インフルエンザや新型コロナ大流行時の経験等を踏まえて策定するもので、特定の事例に偏重して準備を行うものではない。本行動計画は、発生する新型インフルエンザ等の特性を踏まえつつ、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、様々な状況で幅広く対応できるよう選択肢を示すものである。
- ① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とせず、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性も想定し、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
  - ② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
  - ③ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
  - ④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化についても想定する。
- (2) 住民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応に加え、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の、医療対応以外対策を組み合わせることで総合的に行うことが必要となる。
- (3) 医療対応以外の対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に、職場における感染予防に取り組むことで感染拡大を防止し、さらに重要業務を絞り込む等の対策を実施するなど、積極的に検討することが重要である。
- ① 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
  - ② 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにする。
  - ③ 治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
  - ④ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

- (4) 新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、町及び指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や住民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動、備蓄等の準備を常に行うことが必要である。

また、新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いや咳エチケット、場面に応じたマスク着用等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新たな感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。

- ① 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替を円滑に行うことにより、住民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
- ② 地域での感染対策等により、事業所等における欠勤者等の数を減らす。
- ③ 事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は住民生活及び社会経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

### 第3節 対策の時期区分

- (1) 対策の時期区分を「準備期」「初動期」「対応期」の3つの時期に区分し、対応すべき新型インフルエンザ等対策について定める。

- ① 【準備期】：新型インフルエンザ等が発生する前の時期（平時）

地域における医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、住民に対する啓発や県・他自治体・事業所等による事業継続計画等の策定、DXの推進、人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前準備をする時期。

- ② 【初動期】：国が感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知し、政府対策本部が設置された後、基本的対処方針が定められ、それに基づく対策が実行されるまでの時期。

国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階において、初動対応の体制への切り替えを行うとともに、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

- ③ 【対応期】：基本的対処方針に基づく対策を講ずる時期

対応期の中でも以下のアからエの時期に区分し、それぞれの時期に応じた対策を講ずるものとする。

#### ア 封じ込めを念頭に対応する時期

- A) 国内・県内・町内で新型インフルエンザ等が発生した初期段階では、

病原体の性状について限られた知見しか得られていないので、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、まずは封じ込めを念頭に対応する。

- B) 患者の入院措置や抗ウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗ウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。

#### イ 病原体の性状等に応じて対応する時期

- A) 国内・県内・町内で感染が拡大し、感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制すべく感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。
- B) 対策の検討に当たっては、病原性や感染性等の観点からリスク評価の大括りの分類を行った上で、各対策項目の具体的な内容を定めるとともに、複数の感染の波への対応や対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性を考慮する。
- C) 感染や重症化しやすいグループ、特にこどもや高齢者の場合に講じる必要な措置等については、社会や医療提供体制等に与える影響が異なることから、準備や介入の在り方も変化することに留意しつつ対策を定める。

#### ウ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

- A) 科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえ、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
- B) ワクチンや治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに、対応期の「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」を迎えることも想定される。

#### エ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

- A) 最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する。

#### 第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

町は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、政府行動計画及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期すものとし、以下の点に留意する。

##### (1) 平時の備えの整理や拡充

① 感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。そのため、次のアからエまでの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練等により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

##### ア 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備

将来的に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

##### イ 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が国内・県内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後速やかに初動対応に動き出せるよう県と連携して体制整備を進める。

##### ウ 関係者や住民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を感染症対策に携わる関係者や住民等に持ってもらうとともに、次なる感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

##### エ 高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

##### (2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により住民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下のアからエまでの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、住民の生命及び健康の保護と住民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

#### ア 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する。可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時から情報収集・分析のための体制整備を進め、国・県の対策切替えにあわせる。

#### イ 医療提供体制と住民生活及び社会経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には感染症予防計画及び医療計画に基づき医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。県の発生動向調査等から地域の感染状況を把握し、感染拡大が急激である場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。その際、影響を受ける住民や事業者を含め、住民生活や社会経済等に与える影響にも十分留意する。

#### ウ 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。あわせて、対策の切替えの判断の指標や考慮要素について、国のガイドライン等を踏まえ、可能な範囲で事前に検討を行う。

#### エ 住民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、住民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始め様々な場面を活用して普及し、子どもを含め様々な年代の住民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにする。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける住民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信する。

### (3) 基本的人権の尊重

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとする。特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、住民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を实

施するため必要最小限のものとするとともに、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、住民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗(ひぼう)中傷など、新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性があり、また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けやすい社会的弱者へ配慮し、住民の安心の確保を図り、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

#### (4) 関係機関相互の連携協力の確保

町は、それぞれの対策本部を中心として相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

町から県に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請をする場合は、具体的な事項について要請をするものとする。

#### (5) 感染症危機下の災害対応

感染症危機下において災害対応が必要となる事態についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化、周辺自治体とも連携した避難所施設の確保等を進めるとともに、自宅療養者等の避難のための情報共有などに取り組む。

また、感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、町は県・国や周辺自治体と連携し、災害の発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

#### (6) 記録の作成や保存

町は、対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表する。

### 第5節 対策推進のための役割分担

#### (1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等

対策を的確かつ迅速に実施し、県、市町村及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組むとともに、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究、それに係る国際協力の推進に努める。

こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

## （２） 県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止のための対応など、県内における新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定や民間検査機関等との検査等措置協定の締結により、医療提供体制、検査体制、宿泊療養等の実施体制を確保するとともに、保健所や衛生研究所における対応体制について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、必要な感染症対策を実行する。

こうした取組を進めるに当たっては、保健所設置市や感染症指定医療機関等で構成される連携協議会等を通じ、取組状況の進捗確認を行うとともに、感染症予防計画や医療計画、本県行動計画の見直しについて協議を行う。

## （３） 町の役割

町は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の自治体と緊密な連携を図る。

#### (4) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修・訓練や、個人防護具(高性能マスク)を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。

また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた事業継続計画の策定を進めるとともに、連携協議会等の活用により、関係機関との連携を図ることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

#### (5) 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

#### (6) 登録事業者の役割

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、これまでの業務を継続的に実施するよう努める。

#### (7) 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

住民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある感染症等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努めるなど、対策を行う必要がある。

## (8) 住民（町民等）の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策(換気、咳エチケット、場面に応じたマスク着用、手洗い、人混みを避ける等)を個人レベルで実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の現在実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

## 第2章 新型インフルエンザ等の対策項目と横断的視点

### 第1節 本行動計画における対策項目

政府及び県行動計画を踏まえ、以下の7項目を本行動計画の主な対策項目とし、各対策項目の基本理念と具体的な内容については、第3部の各章に記載する。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン等対策
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 住民の生活及び社会経済の安定の確保

### 第2節 横断的な視点

(1) 新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、複数の対策項目に共通して考慮すべき横断的な視点は、以下の①から②のとおりである。

#### ① 国、県、他自治体及び関係機関の連携

ア 新型インフルエンザ等の対応に当たっては、国、県、市町村が適切な役割分担の下、国が基本的な方針を定め、町は、県と連携することで新型インフルエンザ等に関するデータや情報の円滑な収集や共有・分析、住民等に対する適切な情報提供・共有など、新型インフルエンザ等の発生の初期段階からの迅速な対応を可能にしていく。

イ 特に町は住民に最も近い行政単位として予防接種や住民の生活支援等の役割が期待されている。

ウ 町は、県と平時から意見交換を行い、町の意見を新型インフルエンザ等対策の立案及び実施に適切に反映させるよう県に具申すると共に、国・県・町が共同して訓練等を行い、連携体制を不断に確認し改善していくことが重要である。

エ 新型インフルエンザ等への対応では県や自治体の境界を越えた人の移動や感染の広がり等があることから、他自治体との連携をはじめ、都道府県と市町村との連携、保健所間の連携など、広域的な連携についても想定し、平時から連携体制やネットワークの構築に取り組むことが求められる。

## ② DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

ア DXの推進は、迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係者の連携強化が期待できるため、積極的に推進していく。

イ デジタル技術の活用を図るため、必要な環境整備を行うとともに、他自治体や医療機関との連携を可能にし、事務に従事する者の行動の変容に繋がる意識改革や運用が開始された技術の普及・活用促進にも取り組んでいくことが重要である。

## 第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目 【 各論 】

### 第1章 実施体制

感染症危機は、住民の生命及び健康や住民生活及び社会経済に広く大きな被害を及ぼすことから、町全体及び県域そして国家の危機管理の問題として取り組む必要がある。そのため国、県、町、医療機関、その他関係機関等の多様な主体が相互に連携を図りながら実効的な対策を講じていくことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。

また、新型インフルエンザ等の発生時には、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析とリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護し、住民生活及び社会経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

### 第1節 準備期

#### (1) 行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 町は、政府行動計画や県行動計画を踏まえ、本行動計画を策定する。
- ② 本行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。
- ③ 町は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。
- ④ 町は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を、県と連携して実施する。
- ⑤ 町は、県と連携し新型インフルエンザ等対策に携わる職員等の養成を行う。

#### (2) 国、県、町等の連携の強化

- ① 町は国・県等の公共機関と、平時からの情報共有、連携体制の確認及び県と連携した訓練の実施により、相互の連携を強化する。
- ② 町は、国内・県内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を県と共に構築する。
- ③ 特定新型インフルエンザ等対策の代行や応援の具体的な運用方法について、県と事前に調整し準備を進める。

## 第2節 初動期

### (1) 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 国が政府対策本部を設置した場合や県が対策本部を設置した場合において、町は必要に応じて対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。
- ② 町は、必要に応じて、準備期における対策に基づき、必要な人員体制の強化を進める。

### (2) 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

- ① 町は、新型インフルエンザ等の発生及びその可能性がある事態を把握した際には、機動的かつ効果的な対策や支援を速やかに実施するため、国による財政支援に関する情報を収集し、国・県からの補助・交付金を含めた予算の確保に取り組むとともに、必要に応じて、対策に要する経費についての予算確保について検討し、所要の準備を行う。

## 第3節 対応期

### (1) 基本となる実施体制の在り方

県対策本部設置後においては、町は速やかに以下の実施体制をとる。

#### ① 対策の実施体制

町は、県と連携し地域の感染状況について一元的に情報を把握する体制を整備した上で、収集した情報とリスク評価を踏まえて、地域の実情に応じた適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。

また、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。

#### ② 職員の派遣・応援等への対応

ア 町は、新型インフルエンザ等のまん延によりその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し特定新型インフルエンザ等の事務の代行を要請する。

イ 町は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、県又は他の自治体に応援を求める。

ウ 町は、国からの財政支援を有効活用するとともに、対策のために必要と認めるときは、必要な財源確保のための予備費や補正予算の編成等について協議する。

### (2) 緊急事態宣言がなされた場合の対応

国が緊急事態宣言を発した場合には、社会的混乱を招くおそれが生じ

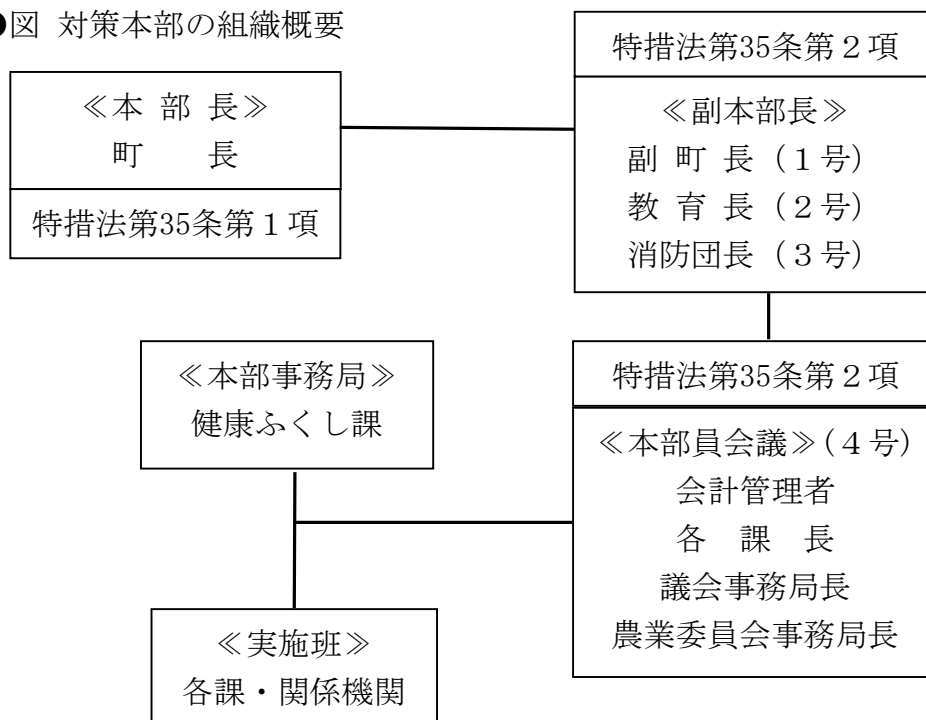
る事態であることを踏まえ、町は直ちに特措法第34条に基づき、町対策本部を設置し、緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

### 会津美里町新型インフルエンザ等対策本部

#### ① 設置の根拠

新型インフルエンザ等対策特別措置法第34条の規定に基づき、国の新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときに設置する。

#### ● 図 対策本部の組織概要



#### ② 所掌事務

ア 町の地域にかかる新型インフルエンザ等の総合的な推進に関する事務を行う。

イ 本行動計画に基づく対策を実施し、併せて国・県並びに関係機関互間の連絡調整を図ること。

※ なお、対策本部運営に必要な事項は、特措法に定めるもののほか別に定める。

#### (3) 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

町は、国並びに県対策本部が廃止されたときは、遅滞なく町対策本部を廃止する。

## 第2章 情報提供・共有・リスクコミュニケーション

感染症危機時においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中での対策は表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、住民をはじめ他自治体、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、住民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

そのため、平時から、感染症に対する意識の醸成に努め、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

### 第1節 準備期

#### (1) 新型インフルエンザ等の発生前における住民等への情報提供・共有

##### ① 感染症に関する情報提供・共有

ア 町は、県と連携し平時から国やJ I H S（国立危機管理研究機構）等の感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、咳エチケット、場面に応じたマスク着用、手洗い、人混みを避ける等）及び、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、住民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。

イ 個人レベルでの感染対策が社会全体における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。

ウ 町は、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、県及び他の自治体の保健衛生部局や福祉部局、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。

エ 町は、学校教育の現場や福祉関係の部署を通じて、こどもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。

##### ② 偏見・差別等に関する啓発

ア 町は、県及び関係機関と連携し、様々な機会を捉えて、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなり

得ること等について啓発する。

イ 町は、保健衛生部局と教育委員会等が連携し、児童・生徒への感染症に関する正しい知識の普及や偏見・差別をなくすための人権教育に取り組むとともに、保護者に対しても、科学的根拠に基づいて感染症に正しく向き合うよう啓発に努める。

③ 偽・誤情報に関する啓発

ア SNSの普及等に伴い情報の発信・拡散が容易となっていると共に、ひとたび拡散された偽・誤情報への対処は困難であるため、町は、県、国、他自治体及び関係機関と連携し、国・県が提供・共有する情報を活用しながら、住民等が正しい情報を円滑に入手できるよう科学的知見等に基づく情報提供に取り組むとともに、住民等へ正しい情報の選択と冷静な判断を呼び掛けるなど、偽・誤情報に関する啓発に努める。

(2) 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備

① 町は、県と連携し新型インフルエンザ等の発生時に住民等が実施することができる、まん延防止対策を含めた必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。

(3) 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

① 町は、新型インフルエンザ等の発生時に、住民等からの一般相談に応じるため、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮など、相談対応に必要な体制整備を進める。

第2節 初動期

(1) 迅速かつ一体的な情報提供・共有

① 町は、県と連携して国が準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえて提供する情報に基づき、関係団体等との情報共有を行う。

② 町は、県と連携し、住民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

③ 町は、住民等の情報収集の利便性向上のため、関係部局をはじめ、国、市町村、指定（地方）公共機関の情報等について総覧できるよう、国が立ち上げるウェブサイト等を活用し、情報提供を行う。

④ 町は、感染症対策に必要な情報提供・共有を行うにあたっては、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、国が示す感染症の発生状況等に関する公表基準等に基づき、具体的な対応を行う。

(2) 双方向のコミュニケーションの実施

① 町は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、住民等の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める

② 町は、県及び国からの要請に基づき、コールセンターの設置や国が作成するQ&A等のホームページ掲載など、相談対応に必要な体制を整備するとともに、関係部局で情報を共有する。

(3) 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

① 町は、国・県、他自治体及び関係機関と連携し、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える事が発生すれば感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報を提供する。

② 併せて、町や県を始め、国や他自治体、NPO等が設置する偏見・差別等に関する相談窓口の情報について住民等に周知するなど、正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

(4) 医療提供体制の確保に関する周知追加

町は県と協力し、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法等について住民等に周知する。

### 第3節 対応期

(1) 基本的な対応方針

以下の項目については、初動期に引き続き、適切に対応を行う。

- ① 迅速かつ一体的な情報提供・共有
- ② 双方向のコミュニケーションの実施
- ③ 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

(2) 封じ込めを念頭に対応する時期

町は、住民等の不安が高まり、感染者等に対する偏見・差別等が助長

される可能性があることから、以下の内容について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。

- ① 偏見・差別等が許されないことや感染症対策の妨げにもなること。
- ② 個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与すること。
- ③ 住民等に不要不急の外出や自治体間、県域間の移動等の自粛を求める際には、それらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること。
- ④ 事業者においての、速やかな感染拡大防止対策の取組が早期の感染収束のために必要であること等。

(3) 新型インフルエンザ等に関する基本の対応

町は県と協力し、地域に医療提供体制や相談センター及び受診先となる発熱外来の一覧等を含め医療機関への受診方法について住民等に周知する。

(4) 病原体の性状等に応じて対応する時期

① 病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価の大括りの分類に基づき、国において感染拡大防止措置等が見直された場合、町は、県と連携し住民等が適切に対応できるよう、その時点で把握している科学的知見等に基づく感染拡大防止措置等について、従前からの変更点や変更理由等を含め、国による情報提供に基づき、分かりやすく説明を行う。

② こどもや高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や住民等への協力要請の方法が異なり得ることから、町は、国・県及び周辺自治体と連携し、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。

その際には、特に影響の大きい年齢層に対し、重点的に、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得るよう努める。

(5) 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性

や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策へと移行していく段階では、平時への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）について、町は県と連携し、住民等に対し、丁寧に情報提供・共有を行う。

また、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる層がいることが考えられるため、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得るよう努める。

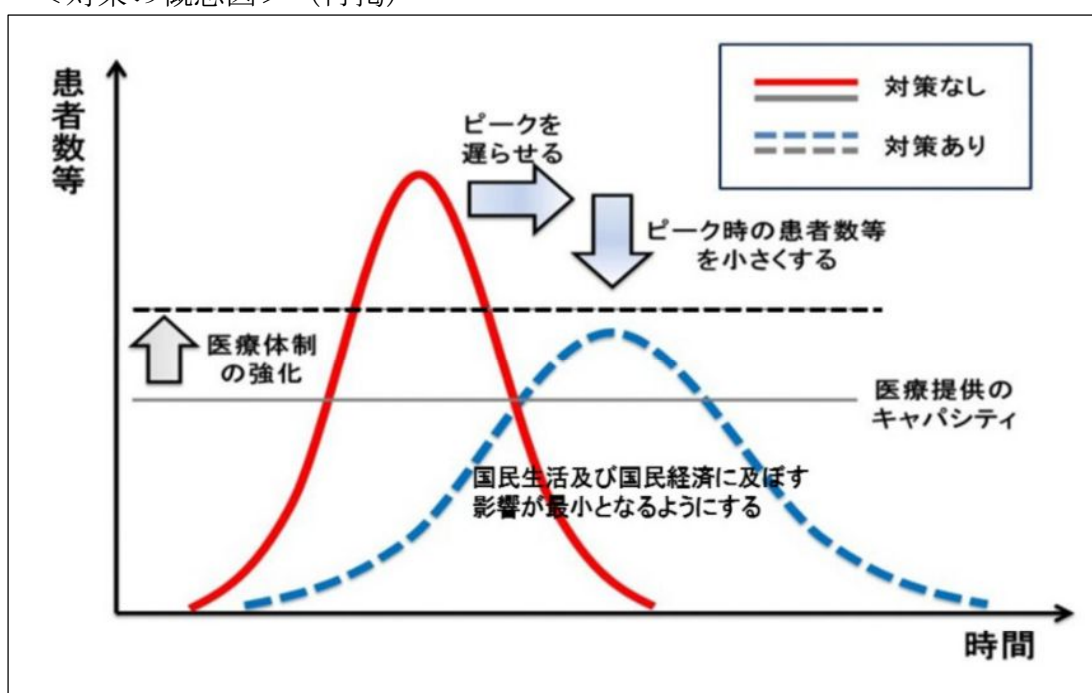
### 第3章 まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、住民生活及び社会経済活動への影響を最小化することを目的とする。適切な医療の提供等とあわせて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげるのが重要である。特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。

このため、病原体の性状等を踏まえたリスク評価を踏まえ、強化された医療提供体制においても医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれのある場合には、特措法に基づき、必要と考えられる地域・期間等において、迅速にまん延防止等重点措置や緊急事態措置を行う。

一方で、特措法第5条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとするとしてされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報や、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行うことが重要である。

<対策の概念図> (再掲)



## 第1節 準備期

### (1) 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

- ① 町は、関係部局（保健福祉関連及び学校等）と連携し換気、咳エチケット、場面に応じたマスク着用、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した時の対策として、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、咳エチケット、場面に応じたマスク着用を行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

## 第2節 初動期

### (1) 県内でのまん延防止対策の準備

- ① 町は、国・県からの要請を踏まえて、町の公共施設において新型インフルエンザ等のまん延に備え、業務継続計画又は業務計画に基づく対応の準備を行う。

## 第3節 対応期

### (1) まん延防止対策の内容

- ① 患者や濃厚接触者以外の住民に対する要請等  
ア、基本的な感染対策等に係る要請等

町は、県と連携し住民等に対し、換気、咳エチケット、場面に応じたマスク着用、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨し、必要に応じ、その徹底を要請する。

また、病原体の性状によって、症状のない時でも感染させる可能性がある場合には、必要に応じ、住民等に対して症状の有無にかかわらずマスクを着用するよう呼び掛けるなど、より効果的な感染対策の徹底をする。

## 第4章 ワクチン等対策

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、住民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。そのため、町は、国、県及び他自治体、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。

新型インフルエンザ等の発生時には、国は安全で有効なワクチンの迅速な供給を行うとともに、事前の計画を踏まえつつ、町は県と連携して接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保など、接種体制を構築し、ワクチンの接種を行う。

### 第1節 準備期

#### (1) ワクチンの接種に必要な資材

町は、以下の表1を参考に、平時から予防接種に必要な資材の確保等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備をする。

表1 予防接種に必要な可能性のある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミ	【文房具類】
	<input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ

<p>ン剤、抗けいれん剤、副腎皮質 ステロイド剤等の薬液</p>	<p>【会場設営物品】</p> <p><input type="checkbox"/>机</p> <p><input type="checkbox"/>椅子</p> <p><input type="checkbox"/>スクリーン</p> <p><input type="checkbox"/>延長コード</p> <p><input type="checkbox"/>冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤</p> <p><input type="checkbox"/>ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫</p> <p><input type="checkbox"/>耐冷手袋等</p>
--------------------------------------	--

## (2) ワクチンの供給体制

### ① ワクチンの流通に係る体制の整備

町は県と協議の上、ワクチンの円滑な流通を可能とするために以下の体制を構築する。

ア 町内及び県内のワクチン卸売販売業者や医療機関等の在庫状況等を迅速に把握することが可能な体制。

イ ワクチンの供給の偏在があった場合のワクチン卸売販売業者の在庫に係る融通方法。

ウ 他自治体との連携の方法及び役割分担。

### ② ワクチンの分配に係る体制の整備

町は県と連携して、国がワクチンの分配に係るシステムを整備することを踏まえ、速やかに流通分配できる体制を構築する。

## (3) 基準に該当する事業者の登録等（特定接種の場合）

### ① 町は、県と連携し、特定接種の対象となる事業者に対する登録作業に係る周知など、国による事業者登録の取組に協力する。

## (4) 接種体制の構築

### ① 接種体制

町は、新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制を構築できるよう、両沼及び会津若松医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。

### ② 特定接種

町は、県と連携して、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員に対する特定接種については、集団接種が原則となるため、接種を円滑に行えるよう準備期から会場や実施方法等の検討をし、接種体制の構築を図る。

### ③ 住民接種

町は、国・県等の協力・支援を得ながら、当該市町村の区域内または町内医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について検討し、平時から接種体制の構築を図るなど必要な準備を進める。

また、町は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する地方公共団体以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。

### (5) 情報提供・共有

町は、県及び医療機関や教育機関等と連携し、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方など、国が提供する情報をもとに住民等にわかりやすい情報発信を行い、予防接種やワクチンへの理解促進を図る。

### (6) DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

町は県と連携し、スマートフォン等への接種勧奨の通知、スマートフォン等からの予診情報の入力、医療機関からの電子的な接種記録の入力や費用請求等、マイナンバーカードを活用した予防接種事務のデジタル化や標準化など、国が進めるDXを活用し、新型インフルエンザ等の発生により予防接種を開始する際に、迅速かつ正確に接種記録等の管理を行えるよう、必要な事項について検討をする。

## 第2節 初動期

### (1) 接種体制

#### ① 予防接種に係る情報収集、提供・共有

町は、県と連携し、ワクチンの供給量、必要な資材等、接種の実施方法、必要な予算措置等について積極的に情報を収集し、国・県等との情報共有を早期に行うよう努める。

町は、国・県と連携し、予防接種の開始に向け、副反応を含めた接種に関する相談対応体制の整備や、相談窓口の周知に努める。

#### ② 接種体制の構築

町は、県と連携し、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。また、国が大規模接種会場の設置や職域接種等の実施が必要と認める場合は、国、県、町が連携して必要な準備を行う。

### 第3節 対応期

#### (1) 対応期の対応

##### ① 接種体制

ア 町は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

イ 町は、新型インフルエンザ等の流行株が変異したことに伴い追加接種を行う場合においても、混乱なく円滑に接種が進められるよう、国県や医療機関と連携して、接種体制の継続的な整備を図る。

##### ② 地方公務員に対する特定接種の実施

町は、国が特定接種を実施することを決定した場合に、国・県と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

##### ③ 住民接種

###### ア 予防接種体制の構築

町は県と連携し、国が決定した住民接種の接種順位に基づき、住民等が速やかに接種を受けられるよう、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、国・県と連携して、接種体制の準備を行う。

###### イ 接種開始及び接種体制の拡充

町は、県と連携して構築する予約受付体制を活用して接種を開始する。また、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討するほか、高齢者施設等の入所者など、集団接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町の保健部局が介護保険部局等や医師会等の関係団体と連携して、接種体制を確保する。

###### ウ 接種記録の管理

町は、国、県及び他の地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

#### (2) 健康被害救済

町は、予防接種の実施により健康被害が生じたと認定された者への救済制度について、県と連携し住民等への周知を行うとともに、申請者が急増した場合には、強化体制を図り迅速な救済に取り組む。

#### (3) 情報提供・共有

町は、予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康

被害救済申請の方法等)に加え、予防接種の意義や制度の仕組み等予防接種やワクチンの理解を深めるために国県が提供・共有する情報について、住民への周知・共有を行う。

## 第5章 保 健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なるため、町は、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、住民の生命及び健康を保護する必要がある。

町は、県と連携して、平時から情報収集体制や人員体制の構築、新型インフルエンザ等の発生時に優先的に取り組むべき業務の整理、DXの推進等を通じた業務効率化・省力化について検討を行うものとする。

### 第1節 準備期

#### (1) 人材の確保

町は、新型インフルエンザ等の発生時において、保健所からの応援職員を派遣協力することについて、平時から県及び保健所と協議して人員確保に取り組む。

#### (2) 生活支援の準備

町は、有事において、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、病床のひっ迫状況等により、陽性者が自宅や宿泊療養施設で療養する場合に、陽性者への食事の提供等の実施や宿泊施設の確保等が必要となるため、県と連携して協定を締結した民間宿泊事業者等との連携体制を構築し、地域全体で感染症危機に備えた体制の整備を進める。

#### (3) 健康観察の準備

町は県や医療機関、外部委託業者と協力した健康観察の実施体制を整備する。

#### (4) 感染症情報の共有

① 町は、国・県及び関係機関と連携し、様々な機会を捉えて、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなり得ること等について啓発する。

② 町は、国・県及び関係機関と連携し、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への情報共有に当たって配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切に情報共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても配慮する。

- ③ 医療関連情報の有効活用、国・県・他自治体との円滑な連携等を図るためのDXの推進や人材育成等の取組を進める。

## 第2節 初動期

### (1) 有事体制への移行準備

- ① 町は、県及び保健所からの応援職員の派遣要請がある場合は、応援要請等の交替要員を含めた人員の確保に向けた準備を進める。

### (2) 住民等への情報提供・共有の開始

- ① 町は、県及び保健所と国が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の住民等への周知、Q&Aの公表、住民等向けの一般相談に対応するコールセンター等の紹介を通じて、住民等に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向的にコミュニケーションに資する活動を行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。

## 第3節 対応期

### (1) 有事体制への移行

- ① 町は、県に対して応援派遣要請が必要な場合は、その要請を遅滞なく行い、保健所の感染症有事体制を構成する人員の確保に取り組む。
- ② 町は県と連携して、新型インフルエンザ等の発生状況等に対する住民等の理解の増進を図るために必要な情報を共有する。

### (2) 主な対応業務の実施（健康観察及び生活支援）

- ① 町は、県及び保健所と連携し、医師からの届出による新型インフルエンザ等の患者等の把握について支援をする。また、医師が判断した当該患者等の症状の程度、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況等を勘案した上で、当該患者等に対して自宅又は宿泊療養施設で療養するよう協力を求める場合は、当該患者等やその濃厚接触者に対して、外出自粛要請や就業制限を行うため、町は周知に努める。
- ② 町は、外部委託の活用や他自治体・医療機関等の協力により、定められた期間の健康観察を行う旨の周知を速やかに行うと共に、県が実施する健康観察に協力する。
- ③ 町は、県及び保健所と連携して、必要に応じ、当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する、食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

(3) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ① 町は、県及び保健所と連携し、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。

## 第6章 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、広域的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれるため、感染症対策物資等の不足により、医療や検査等の円滑な実施が滞り、住民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。

このため、感染症対策物資等が医療機関を始め、保健所、消防機関等の関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることにつき町が要請することが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時に、感染症対策物資等の不足が懸念される場合には、国や県、製造・販売事業者と連携し、医療機関等で必要な感染症対策物資等が迅速かつ十分に確保されるよう取り組む。

### 第1節 準備期

#### (1) 感染症対策物資等の備蓄等

- ① 町は、本行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。
- ② 消防機関は、国・県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

### 第2節 初動期

### 第3節 対応期

#### (1) 備蓄物資等の供給に関する相互協力

- ① 町は、県及び周辺自治体と連携し、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、国や関係機関等とともに、備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める。

## 第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、住民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、住民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、国、県、市町村は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や住民等に必要な準備を行うものとする。

新型インフルエンザ等の発生時には、国、県、市町村は、県民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。また、事業者や住民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

### 第1節 準備期

#### (1) 情報共有体制の整備

- ① 町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、県及び関係機関との連携や内部部局間での連携のために、必要となる情報共有体制を整備していく。

#### (2) 支援の実施に係る仕組みの整備

- ① 町は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について周知するために、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。
- ② 教育及び学びの継続に関して、リモートでの授業や相談の実施等に対応できる体制整備について支援をする。

#### (3) 物資及び資材の備蓄

- ① 町は、本行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な医薬品、医療機器、個人防護具その他の物資及び資材を備蓄する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。
- ② 町は、事業者や住民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

#### (4) 生活支援を要する者への支援等の準備

- ① 町は、国・県からの要請に基づき、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者を把握するとともに、要配慮者等へ

の生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携して検討し、その具体的手続を決めておく。

#### (5) 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

- ① 町は、県・国と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

### 第2節 初動期

#### (1) 事業継続に向けた準備等の要請

- ① 町は国・県と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。

#### (2) 遺体の火葬・安置

町は国・県の要請に応じ、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

### 第3節 対応期

#### (1) 住民生活の安定の確保を対象とした対応

##### ① 心身への影響に関する施策

町は、新型インフルエンザ等の発生・まん延及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

##### ② 生活支援を要する者への支援

町は、国・県からの要請を踏まえ、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

##### ③ 教育及び学びの継続に関する支援

町は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

特に、学級閉鎖等の休校の際に自宅でのリモート授業の実施や相談についての支援を検討する。

④ 生活関連物資等の価格の安定等

ア 町は、住民生活及び社会経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

イ 町は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

ウ 町は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、本行動計画に定める対策のほか、住民生活及び社会経済の安定のために適切な措置を講ずる。

エ 町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、住民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は社会経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）、その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。

⑤ 埋葬・火葬の特例等

町は、必要に応じて可能な限り以下の対応を行う。

ア 町は、国・県の要請に基づき、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。

イ 町は、国・県の要請に基づき、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

ウ 町は、新型インフルエンザ等緊急事態において埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難であり、緊急の必要があると認める場合で、他自治体の長による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続の特例を国が定めた場合には、当該特例に基づき対応する。

(2) 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

① 事業継続に関する事業者への要請等

町は、国・県と連携し、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、事業所や職場における感染防止対策の実施を要請する。

② 事業者に対する支援

町は、国・県と連携して、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び住民生活への影響を緩和し、住民生活及び社会経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置や相談窓口の設置、その他の必要な措置について、公平性にも留意し、効果的に講ずるとともに、関係者への周知を行う。

③ 地方公共機関による住民生活及び社会経済の安定に関する措置

町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、本行動計画に基づき、以下の必要な措置を講ずる

ア 町水道事業者

生活用水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置

## 第8章 対策に対する町の推進体制

町における本行動計画の推進体制を以下に整理する。

### 第1節 町における推進体制の構築

#### (1) 定期的なフォローアップと必要な見直し

本行動計画に基づく対策等の取組状況について、客観的な数値や統計データ等の合理的根拠を活用した進捗管理に努め、県と連携した定期的なフォローアップを行い、PDCAサイクルに基づき改善を図る。

政府行動計画や国のガイドライン等の見直しを始め、国内外の新興感染症等の発生の状況やそれらへの対応状況、感染症予防計画や医療計画を始めとする各計画の見直し状況等を踏まえ、適宜、国・県と連携した行動計画の見直しを行う。

#### (2) 町行動計画

町における新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするため、政府行動計画及び県行動計画の改定を踏まえ、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進やテレワークの普及状況等を踏まえながら、確実な業務継続のために必要な取組を検討して本行動計画に盛り込む。

#### (3) 新型インフルエンザ等への備えに係る機運の醸成

新型インフルエンザ等の感染症は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものであり、爆発的に流行することも考えられることから、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要である。そのため、本行動計画の推進においては、災害の対応等に準じた体制で臨むものである。

町は、新型コロナへの対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、他自治体や医療機関、学校、高齢者施設等が、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等に備える機運が醸成されるよう対策を講じる。